

製品保証規定

PicoCELA 株式会社

発効日： 2024 年 3 月 6 日

第 1 条(本保証)

保証期間中に取扱説明書、ユーザーズマニュアル、本製品（本製品の付属品を含まない。以下「本製品等」といいます。）添付ラベル等の注意書きにしたがった正常な仕様状態で本製品等が故障した場合には、当社は本規定に従い、無料で修理または交換致します。

保証期間中に本製品等が故障した場合は、お買い上げの販売店または販売店の営業窓口までご連絡ください。原因が本製品等にある場合は、販売店の指定する場所に、故障した本製品等を送付していただきます。故障した本製品等をお預かり後、第 2 条、第 3 条に定める条件を満たしていない、又は第 4 条に定める適用除外の条件に当てはまると判明した場合は、お送りいただいた本製品等をそのまま返却いたします。交換の受付および対応時間はお買い上げの販売店にお問合せください。なお、同機種での修理や交換ができない場合は、同等またはそれ以上の性能を有する他の製品と交換させていただく場合があります。

第 2 条(保証期間)

本製品等の保証期間は本製品等の当社発送日から 1 年間です。

第 3 条(保証範囲)

- 本保証は、本製品等を日本国内で購入され、かつご使用される場合のみ有効です。
- お客様は、本製品等を受領した日から 10 日間以内に名称・型式・数量の確認、当社資料等掲載の規格との合致及び不具合等の有無について検査を行い、不具合等がある場合は、当該期間内に当社窓口にて書面でご通知下さい。当社は、当該期間以内にご通知を頂けない場合、お客様が受領した本製品等は、交換・修理すべき不具合等が存在せず、お客様の検査に合格したものとみなします。
- 保証期間経過後及び保証範囲外その他本規定の適用範囲外となる本製品等の交換・修理は、すべて有償となります。
- 本製品等の性質、製造年月日、規格によっては修理又は交換ができない場合がございます。

第 4 条(保証の適用除外)

保証期間中でも、次のような場合には保証は行いません。

- 取扱説明書およびユーザーズマニュアルに記載の警告、禁止事項、注意事項を守らない使用を行った場合、または不当な修理や改造、誤接続、ご挿入や指定外の電源使用による故障および損傷の場合
- 火災・地震・風水害・落雷その他の天災地変、テロ、暴動、公害、塩害、ガス害(硫化ガス等)、異常電圧による故障および損傷の場合
- お買い上げ後の輸送や移動および落下等、お客様にお引き渡し後の不適当なお取扱により生じた故障および損傷の場合
- お客様のご使用環境や維持・管理方法に起因して生じた故障および損傷の場合

- (5) 故障または損傷後、データ保護等を目的として本製品等を意図的に損傷した場合
- (6) お客様による加工、修理、改造、分解がされた場合
- (7) 他の機器に起因する不具合等
- (8) お客様が本製品等を第三者に転売し、転売後に発見され又は発生した不具合等
- (9) お客様が本規定の定め に反して使用したことによる不具合等
- (10) 本製品等の使用を不可能にするものではない若干のすり傷、汚れ、へこみ、変色等。
- (11) 当社及び製造元の都合等により製造・販売が中止のため保守終了(EOL)本製品等
- (12) 日本国外での使用による不具合等
- (13) 航空宇宙機器及び原子力機器並びに兵器、武器その他軍事用途へ本製品等を使用した場合の不具合等
- (14) 未知や想定外の使用目的や使用方法による不具合等

第 5 条(お客様の負担する費用)

本保証に要する負担費用のうち次に定めるものについてはお客様の負担とします。

- (1) 当社もしくは販売店指定場所への送付費用
- (2) 通信に関わる費用(但し、販売店および当社からお客様への通信に要する費用は除きます)
- (3) 故障した本製品等をお預かり後、第 2 条、第 3 条に定める条件を満たしていない場合、第 4 条に定める適用除外の条件に当てはまる場合は、お送りいただいた本製品等をそのまま返却し、検査等に要した費用をお客様に負担いただく場合があります。

第 6 条(保証適用の条件)

- (1) お客様は、当社が本保証の提供にかかる作業を実施するにあたり、当該作業に必要な協力を行うものとします。
- (2) 当社は、本保証の提供にかかる作業の全部または一部を第三者に委託できるものとします。
- (3) お客様自身で貼り付けられたシール等につきましては、取外したうえで修理をご依頼いただくものとします。取り外さない状態で依頼されたシール等を修理後は保証いたしません。
- (4) お客様ご自身で行われた塗装や刻印等につきましては、元の状態への復旧はできないものとします。
- (5) 無償保証期間中の交換修理契約を別途締結している場合、交換期間中の本製品等の使用不能による補填等は、本規定で定める責任を除き当社では一切責任を負わないものとします。
- (6) 本保証の適用により修理を実施した場合、お客様で実施した機器設定および内部データの復旧等は保証いたしません。初期化されるため、あらかじめバックアップを取得の上、送付ください。

第 7 条(故障品の所有権)

本保証の提供に伴って本製品等交換修理となった場合、故障品の所有権は当社に帰属するものとします。本製品等交換修理後にお届けした本製品等は、送付いただいた故障品の保証対応を引き継ぎます。

第 8 条(免責規定)

- (1) 当社は、本製品等の不具合等が当社の責に帰すべき事由によるものである場合に、本規定上定める義

務又は当社が本製品等につき製造物責任法に定める製造業者等である場合に同法に基づき負うべき義務以外、本製品等の不具合等に関連して生じる一切の損害(間接的損害か直接的損害かを問わず、また、通常損害か特別損害かを問わないものとします。)、損失及び費用(以下「損害等」といいます。))について、いかなる責任も負わないものとします。

(2) 当社の責に帰すべき事由による本製品等の不具合等によってお客様に生じた損害等については、お客様がご購入し当該損害等を発生させた本製品等の代金を上限とさせていただきます。

(3) 当社が製造物責任法に定める製造業者等でない場合、お客様は同法に基づく責任を製造元に対して直接問うものとします。

(4) 以下の事由に起因し又は関連して生じる損害等については、お客様は当社に対していかなる補償・賠償請求権も有しないものとします。

(i) 本規定等に記載する、使用上の注意事項もしくは禁止事項に反してお客様が本製品等を使用した場合

(ii) お客様の故意又は過失によって生じた本製品等の不具合等による場合

(iii) 不可抗力によって生じた本製品等の不具合等による場合

(iv) 本製品等に関して生じた、第三者の有する特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の知的財産権の侵害による場合

(v) 本製品等の輸出、又は法令・規制による輸出の遅延もしくは輸出の禁止による場合

(vi) お客様が本製品等を第三者に転売し、転売後に発見され又は発生した不具合等に関連して発生した場合

第9条(本製品等を輸出または再輸出する場合について)

当社が本製品等をお客様が輸出または再輸出する場合について:

(1) お客様が本製品等を直接または間接的に輸出または再輸出する場合は、お客様の責任において「外国為替及び外国貿易法」及び適用される全ての法令・規則に従っていただくものとします。

(2) 大量破壊兵器及び通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵又は保守活動を行う者(経済産業省発行の「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業、研究機関、団体、人物等を含む)に対して直接または間接的に本製品等の提供を行なわないでください。

(3) 本製品等の仕向地または最終顧客が存在する国・地域が以下のいずれかにあたる場合は、直接または間接的に本製品等の提供を行なわないでください。

※イラン、イラク、北朝鮮、シエラレオネ、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボアール、レバノン、リベリア、リビア、ソマリア、スーダン、エリトリア、シリア、キューバ、南スーダン、中央アフリカ、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの「ドネツク共和国」(自称)および「ルハンスク人民共和国」(自称)

(4) 本製品等はキャッチオール規制の対象であり、最終顧客、最終用途、仕向地により規制に該当する場合があることを承知していただくものとします。輸出する場合はお客様の責任において輸出に必要な許可の取得や手続きを行っていただくものとします。

第10条(優先適用)

本規定に別段の定めがない限り、当社お客様間で締結される一切の契約(以下「別途契約」という)と本規

定の内容に矛盾が生じる場合は別途契約を優先し、本規定に定めのない事項については別途契約を適用する。

第 11 条(規定の変更)

(1) 当社は、お客様への事前の通知およびその承諾なしに本規定の内容を変更できるものとします。この場合、本保証の提供条件は変更後の規定によるものとします。

(2) 当社は、本規定の改定等にあたり、改定等の効力発生日の前までに、改定等の内容および効力発生日その他必要な事項を当社ウェブサイトに掲示する方法その他相当な方法で周知します。

(3) 本規定の改定等は、周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

(4) 本規定のいずれかの条項が制定法、命令、規則等の適用法に基づいて無効または合意対象の除外になる場合には、当該条項は適用法の遵守に必要な範囲でのみ、修正または削除されたものとみなします。本規定のその他の条項は全面的に有効に存続するものとします。

第 12 条(合意管轄)

本保証に関するお客様と当社との間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審における合意上の専属的管轄裁判所とします。

以上